

労働基準法施行規則の一部改正（社会保険労務士による電子申請の代行における使用者の電子署名等の省略）について

労働基準法施行規則の一部改正（社会保険労務士による電子申請の代行における使用者の電子署名等の省略）について

1. 改正の趣旨・概要

- 現在、使用者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及びこれに基づく命令に規定された届出等を電子申請により行う場合、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「情報通信技術利用法」という。）等の規定により、記名押印又は自筆による署名（以下「署名等」という。）に代わるものとして、電子署名及び電子証明書の添付が必要とされている。また、当該手続を社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社労士等」という。）が電子申請により代行する場合には、情報通信技術利用法、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）等の規定により、使用者及び社労士等双方の電子署名及び電子証明書が必要とされている。
- 今般、行政手続を簡素化し、申請手続に係る使用者負担を軽減するため、社労士等が当該届出等を使用者に代わり、電子申請により行う場合においては、社労士等が使用者の職務を代行する契約を締結していることを証する書面の添付をもって、使用者の電子署名及び電子証明書の添付に代えることができる旨の省令改正を行うもの。
- 対象とする手続は、労働基準法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が労働基準監督署長に対して行う許可、認可、認定、指定の申請、届出、提出、報告等の手続であって、電子申請が可能である全てのものとする。

2. 公布時期

平成 29 年 8 月下旬（予定）

3. 施行期日

平成 29 年 12 月 1 日（予定）

労働基準法施行規則の一部改正について

(社会保険労務士の電子署名による代理申請の際の使用者の電子署名等の省略)

現行

現在、使用者が労働基準法に基づく届出等を社会保険労務士の代行により電子申請する場合、使用者及び社会保険労務士双方の電子署名及び電子証明書が必要。また、労働基準法に基づく届出等の電子申請率は非常に低調。(36協定:0.28%、就業規則:0.98%(平成27年))

※国の行政機関が扱う申請・届出等の手続のオンライン利用率 47.3%(平成27年度)



使用者

電子署名・
電子証明書



社労士

電子署名・
電子証明書

電子申請



労働基準監督署

改正内容

行政手続を簡素化し、使用者負担を軽減するため、社会保険労務士が使用者に代わり電子申請を行う際には、委任状など、当該社労士が使用者の職務を代行する契約を結んでいることを証明する書面をもって、使用者の電子署名及び電子証明書を省略できるよう、省令の改正を行う。(平成29年12月1日施行予定)

あわせて、電子申請のためのマニュアルやリーフレットを作成・周知し、電子申請率の向上を図る。



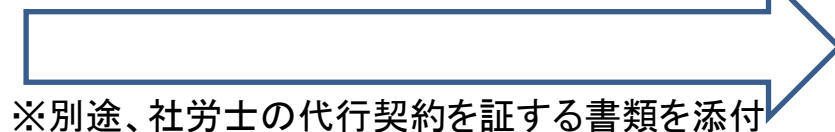
使用者



社労士

電子署名・
電子証明書

電子申請



※別途、社労士の代行契約を証する書類を添付



労働基準監督署

なお、平成29年6月5日の労働条件分科会による建議においても、当該改正について検討を継続すべき旨盛り込まれている。

平成 29 年 6 月 5 日付け労審発第 921 号「時間外労働の上限規制等について（建議）」（抄）

4 その他

③ 電子申請の促進

・ 36 協定の届出をはじめとする行政手続の簡素化・効率化を進めるためにも、電子申請利用率を向上させる必要がある。このため、電子申請を行う場合にはすべからず事業主の電子署名を必要としている現行の取組のうち、社会保険労務士の電子署名による代理申請に際しては、事業主の電子署名については委任状の添付等により省略できることについて、省令の改正を行う方向で検討を継続することが適当である。

参照条文

○社会保険労務士法（昭和四十三年六月三日法律第八十九号）（抄）

（社会保険労務士の業務）

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。
- 一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。
- 一の三～三 （略）

②③④ （略）

（業務の範囲）

第二十五条の九 社会保険労務士法人は、第二条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号に掲げる業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 第二条に規定する業務に準ずるものとして厚生労働省令で定める業務の全部又は一部
- 二 紛争解決手続代理業務

② （略）

別表第一（抜粋）

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

○社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）（抄）

（開業社会保険労務士等による書類への記名押印等）

第十六条 ① （略）

② 開業社会保険労務士若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である

社会保険労務士は、法第二条第一項第一号の二の規定により申請書等の提出に関する手続を代わつてする場合には、当該申請書等に「提出代行者」と表示し、かつ、当該申請書等の提出に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印しなければならない。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

② 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

③ （略）

④ 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をするものとしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

○厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

（平成十五年厚生労働省令第四十号）（抄）

（申請等の入力事項等）

第三条 法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項（次項に規定する事項を除く。）及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として行政機関等が入力を求める事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて、行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。

②～⑦ （略）

（電子署名等）

第四条 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行

おうとする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書であつて、行政機関等が定める技術的基準に適合するもの

四 その他行政機関等が指定する電子証明書

② 前項の場合において、当該申請等について、行政機関等が申請等を行おうとする者以外の者の電子署名を要することとしておられるときは、申請等を行おうとする者は、当該電子署名が行われた情報及び当該電子署名に係る電子証明書であつて前項各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

③ 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしておられる申請等を行おうとする者は、これらの番号を法第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力してその申請等を行わなければならない。

④⑤⑥ （略）

（署名等に代わる措置）

第五条 法第三条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名を行い、前条第一項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は前条第三項に規定する識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

② （略）